(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岐阜県恵那市上矢作町字大倉一〇二九の二五（次の図に示す部分に限る。）、字仏供田一〇三〇の一から一〇三〇の六まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　茨城県桜川市門毛字長岡一七三四、一七三四の一、一七三六、一七三九、一七四〇、一七四二、字長置一七三八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び桜川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岐阜県関市板取字大上ミ五八三六の一七、五八三六の四二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岐阜県山県市大字梅原字田口四三八（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡豊根村下黒川字柿嶋二五の七（次の図に示す部分に限る。）、一の一、二二の二、二三の一、二三の三、二三の四、二四の一、二四の三、二五の三、二五の四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊根村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字板谷字竹之元四九五の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県延岡市北浦町古江字西平山四〇九の一、字滝平山四一三の一、四一四の一、字岡崎一七七六の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字滝平山四一三の一・四一四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県都城市山之口町花木字薮内二二〇・二二二の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二二一、二二三の一、二二三の二、二二四の一、二二四の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備